

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： ハイテク認定企業の会計・税務上の留意点

ハイテク企業を申請する中国子会社が、急増しています。

背景には、2016年1月から施行された「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」により、ハイテク企業認定条件が大幅に緩和されたことと、申請手続きを代行する中国のコンサルタント業者が、申請に成功する場合に限って報酬を請求する成功報酬体制を採用したことが挙げられます。

今回は、ハイテク認定企業の会計および税務上の留意点について説明します。

研究開発費の会計処理

ハイテク申請中の中国子会社には、前年と比較して、粗利益率の改善および管理費用（研究開発費用）の急増などの現象が見受けられます。ハイテク企業として認定される企業は、直近3会計年度の研究開発費用総額が同期間の売上高総額に占める割合（研究開発費割合）が以下の要求に合致しなければならないからです（国科発火[2016]32）¹。

- (1) 直近1年間の売上高が5,000万元以下の企業は、研究開発費割合が5%を下回らないこと
- (2) 直近1年間の売上高が5,000万元超2億元以下の企業は、研究開発費割合が4%を下回らないこと
- (3) 直近1年間の売上高が2億元超の企業は、研究開発費割合が3%を下回らないこと

中国において研究開発費は、企業会計準則により、企業が社内の研究開発プロジェクトに支出した費用のうち、研究段階に属するものを、その発生する事業年度の損益として計上します。研究開発費用には、賃金・給与およびその他人件費、材料原価および労務費、設備等の固定資産の減価償却費、合理的に配賦された製造原価等が含まれます。

本来であれば、研究開発費は研究段階に発生する費用であり、製造事業の損益指標に影響を与えないものです。しかし、ハイテク申請中の企業は売上の3%から5%に相当する研究開発費を計上する必要があるために、会計実務において、本来の製品製造原価をむりやり管理費用-研究開発費に振り替えるため、売上原価を過少に計上する傾向があるようです。

ロイヤルティの損金算入

日本本社と技術の使用許諾契約を締結し、ロイヤルティを支払っていた中国子会社は、ハイテク認定を受けた後には、新製品の売上に対応するロイヤルティの損金算入が認められなくなるリスクがあるので、留意が必要です。

ハイテク企業に認定される条件の一つとして、企業が自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品（サービス）の技術面でコアとなる知的財産権の所有権を得る必要があることが規定されています。つまり、ハイテク企業の技術の裏付けとなる知的財産権は中国子会社が保有することになるため、日本本社にロイヤルティを支払う前提が失われるのです。それにもかかわらず支払われたロイヤルティが、企業所得税の計算上、損金として否認されることは当然です。

お見逃しなく！

ハイテク企業の認定を受けた場合、企業所得税率は15%に軽減されます。ハイテク認定期間が満了し、ハイテク認定資格の更新手続きを行っている課税年度においては、暫定的に15%の税率が適用されますが、企業所得税の申告期限である5月31日までに更新ができなかった場合には、原則税率の25%によって企業所得税を追加納付しなければなりません。

¹ 「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火[2016]32）